

付属資料

付属資料

資料1 西条市総合計画審議会条例

資料2 西条市総合計画審議会委員名簿

資料3 諮問書

資料4 答申書

資料 1 西条市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西条市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、西条市総合計画(以下「計画」という。)に関する必要な事項について、調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共団体の役員
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、計画決定の日までとする。ただし、職名により選ばれた委員は、それぞれの職名の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、計画策定業務担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 西条市総合計画審議会委員名簿

※所属団体等は審議会開催時のもの

氏名	所属団体	役職	正副 会長	条例上の 区分
武田 功	西条市議会総務委員会	委員長		市議会の 議員 (5名)
森 達正	西条市議会民生産業委員会	委員長		
楠 学	西条市議会企画建設委員会	委員長		
徳増 稚養一	西条市議会臨海地域振興整備特別委員会	委員長		
高橋 和寿	西条市議会新図書館建設特別委員会	委員長		
山ノ内盈裕	愛媛県西条地方局	局長		公共団体 の役員 (12名)
久門 忠夫	西条市農業協同組合	代表理事組合長		
和田 正壽	周桑農業協同組合	代表理事組合長		
玉井 實雄	東予園芸農業協同組合	代表理事組合長		
藤田 國博	西条市水産振興対策協議会	会長		
本田 義雄	東予地域漁業協同組合連合協議会	会長		
越智 實一	周桑森林組合	代表理事組合長		
伊藤 浩	新居森林組合	代表理事組合長		
伊藤 剛吉	西条商工会議所	会頭		
森川 義彦	東予市商工会議所	会頭	副会長	
渡部 仁志	丹原町商工会	会長		
青野 久美	小松町商工会	会長		
越智 壽昭	西条市農業委員会	会長		学識経験 のある者 (14名)
石川 昭司	西条市教育委員会	委員長		
森田 忠茂	西条市消防団	団長		
白石 充	西条市土地改良連合協議会	会長		
塩崎 武司	西条市連合自治会	会長		
山内 サダ子	西条市連合婦人会	会長		
高橋 信晃	西条市PTA連合会	会長		
加藤 清實	西条市老人クラブ連合会	会長		
徳田 紀男	西条市観光協会	会長		
藤原 武	西条文化協会	会長		
村上 俊行	西条市体育協会	会長		
塩出 皓治	西条市社会福祉協議会	会長	会長	
藤野 潤	西条地域労働者福祉協議会	会長		
山内 健次	東予周桑地域労働者福祉協議会	会長		
渡部 高尚	西条市	助役		市の職員 (2名)
星加 映二	西条市	教育長		

西企第 494 号の 2
平成 18 年 2 月 14 日

西条市総合計画審議会会長 殿

西条市長 伊藤宏太郎

西条市総合計画基本構想案について（諮問）

西条市総合計画審議会条例（平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、西条市総合計画基本構想を別添のとおり策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

平成 18 年 2 月 21 日

西条市長 伊藤宏太郎 殿

西条市総合計画審議会
会長 塩出 皓治

西条市総合計画基本構想案について（答申）

平成 18 年 2 月 14 日付け西企第 494 号の 2 で諮問のあったこのことについては、適当であると認めます。

なお、今後の基本計画の策定にあたっては、審議過程において意見のあった下記事項に、特に留意されるよう要望して、答申といたします。

記

- 1 限りある西条市の水資源の重要性を再認識して、その具体的な保全方法についての調査研究に努めること。
- 2 道路、港湾及び鉄道網等の交通体系については、市民生活における利便性の向上をめざして、計画的な整備を推進すること。
- 3 本計画については、広く市民に周知を図ることはもとより、本計画に基づく施策の進捗状況の積極的な報告に努めて、市民の理解と協力のもとに、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現をめざしたまちづくりを進めること。

以上

西条市総合計画

平成 19 年 3 月 発行

西条市企画経済部企画課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 1 6 4

TEL 0897-56-5151

FAX 0897-52-1244

<http://www.city.saijo.ehime.jp>